

○ スマホでも使える『かんたん家財評価ツール』の提供開始 損保ジャパン（23/6/21 ニュースリリース）

- ・ 損保ジャパンは、顧客の『災害への備え』をサポートするために、スマホでも見られる『かんたん家財評価ツール』を新たに提供した。これにより顧客は自宅の家財総額を簡単に算出し、適正な家財評価額を設定することで、万が一の被災時にも十分な保険金を受け取ることが可能。
- ・ 近年、地震や台風等の大規模自然災害が多発し、日本各地で甚大な被害が発生している。一方で、顧客がイメージする家財の総額を当社が調査したところ、500 万円未満という回答が全体の約 80%を占めており、このイメージのみで火災保険を契約した場合、被災時に十分な補償を受けられない可能性がある。そこで、損保ジャパンは顧客自らがスマホで簡単に自宅の家財評価額を試算することができる『かんたん家財評価ツール』を開発した。
- ・ 本ツールは、「お客さまの所有する家財」の評価額を可視化するオンラインツールであり、火災保険を契約いただく際に、顧客にとって納得感のある家財保険金額を設定することができる。スマホやパソコンで簡単に家財の評価額をシミュレーションし、『災害への備え』を後押しする。「大人の人数」、「子どもの人数」、「世帯主の年齢」の3項目を入力するだけで目安となる家財評価額を算出することができる。そのうえで、基準となる家財の内訳から顧客の実態に沿った調整が可能。調整した家財評価額が印字されたチラシが1クリックで出力される。チラシには、具体的な事象事例も記載されているため、『災害への備え』の重要性を認識することができる。
- ・ 『かんたん家財評価ツール』を使用した後に、家財評価額が想像より高かったと感じる割合は約 70%にのぼる。また約 70%の顧客が、リスクへの備えが「まったくできていない」または「足りない」と感じている。本ツールを活用することにより、顧客が当初想像していなかったリスクを認識することが可能となる。

○ 火災保険料 13%上げ（23/6/22 日経朝）

- ・ 損害保険料率算出機構は 21 日、住宅向け火災保険料の目安となる「参考純率」を全国平均で 13%引き上げる料率改定案を金融庁へ届け出た。引き上げは過去 6 年間で 4 回目で、過去最大の上げ幅となる。自然災害の多発で火災保険の収支が悪化していることが背景にあり、契約者の保険料負担が一層重くなる。
- ・ 同日の理事会で改定案が承認された。各社は代理店手数料などを織り込んで料率の引き上げ幅を決め、24 年度から保険料に反映させる。参考純率は 21 年 5 月にも 10.9%引き上げており、上げ幅は前回に続き 2 回連続で過去最大を更新する。

○ 水災保険、自治体で料率差（23/6/29 日経朝）

- ・ 損害保険料率算出機構は、水災保険の保険料をリスクに応じて 5 段階にすると発表した。現在は全国一律だが、2024 年度から市区町村によって保険料が異なるようになる。水害に対応する水災保険は火災保険と一緒に契約する。火災保険の契約数は 2000 万件程度で、水災保険の付帯率は約 65%。
- ・ リスクが最も低いグループを「1 等地」、最も高いグループを「5 等地」とした。河川の氾濫だけでなく、市街地に降る短時間で局所的な大雨で建物が冠水する「内水氾濫」と呼ばれるリスクも織り込んだ。
- ・ 水災リスクを厳密に織り込むと、料率差は現在の一律から 2.26 倍に開くが、今回は 1.5 倍に抑えた。料率機構は数年内に本来の料率差へ修正する構えだ。

- ・ 全体の火災保険料は水災のほか、火災や落雷、風災のリスクを織り込んで決まる。今回、参考純率は過去最大となる 13%の引き上げとなった。

(注) 損害保険料率算出機構の HP では、以下の URL にて水災の等地の検索ができますが、各保険会社の取り扱いは異なる場合があるとの但し書きがあります。

<https://www.giroj.or.jp/ratemaking/fire/touchi/>

○ 軽自動車保険料 7 段階に (23/6/29 日経朝)

- ・ 軽自動車の保険料を 2025 年 1 月から見直す。損害保険料率算出機構が示した改定案を金融庁が 28 日に認可。現行の保険料は損害率に応じ 3 段階に分かれるが、7 段階に細分化する。車種によって保険料が最大 2 割上がる可能性もある。自動車メーカーの販売戦略にも影響しそうだ。
- ・ 自動車は車種によって事故や盗難に遭う確率が異なる。事故後の修理費にも差があり、保険金支払額には隔りがある。普通車は 17 段階に分かれており、高級外車の保険料は高めに設定されることが多い。
- ・ 一律だった軽自動車の保険料は 20 年 1 月から 3 段階になった。今回さらに細分化するのは衝突の被害を軽減するブレーキを載せた軽自動車が増え、車種ごとに損害率の違いが目立ってきたため。損害率が高い車種は現行の保険料より最大約 20%高くなり、逆に低ければ同程度下がる見込み。保険料の差は現行の 1.2 倍から 1.7 倍程度に広がる。
- ・ 国土交通省によると、今年 3 月末時点で軽自動車の保有台数は約 3150 万台と毎年増えている。
- ・ 過去にも保険会社は軽自動車の保険料の細分化を模索してきたが、販売車種の攻勢が異なるメーカー側との交渉が難航し、不調に終わってきた経緯がある。

○ ヤマダ、三菱自 EV 販売、家電店で修理・車検まで完結 (23/6/29 日経朝)

- ・ ヤマダホールディングスは 7 月から三菱自動車の電気自動車 (EV) を販売する。法人向けから入り、将来は個人向けにも広げる。修理や車検もヤマダが請け負う。家電同様に店頭で一定の値引きもする方針。EV を「新しい家電」と位置づけ、太陽光発電と住宅を組み合わせた売り方も取り入れる。異業種参入で国内 EV 普及に弾みがつく可能性もある。
- ・ EV を巡っては米テスラがネット販売に注力するなど、新たな販売手法が生まれている。蓄電池として機能する EV は太陽光発電と親和性が高い。自動車にとどまらない価値がある EV の取り込みに向けて異業種も参入する。
- ・ 三菱自系列の販売店とヤマダが登録販売店契約を結ぶ。ヤマダは全国に直営で約 1000 店を構えるが、まずは首都圏の家電店「ヤマダデンキ」の 5 店舗で売る。2023 年秋までに 11 店舗に広げ、順次拡大する。
- ・ 購入者にはヤマダで扱うカーナビやドライブレコーダーなどを無料提供したり、独自の保証サービスを付けたりすることを検討している。EV 購入にかかる費用を従来のメーカー系列の販売店より抑える方向だ。
- ・ EV 販売におけるヤマダと三菱自との協業は二度目。10 年 12 月に「アイ・ミーブ」販売で連携したが、当時は EV 市場が立ち上がっておらず、協業は 3 年弱で打ち止めとなった。消費者と企業の双方で EV が普及する兆しが見え、ヤマダは EV 販売への再参入を決めた。
- ・ 協業体制も改善する。修理や点検、車検などのアフターサービスを前回の提携では三菱自が請け負っていたが、今回は原則ヤマダが提携する整備工場が手掛ける。

- ・ ヤマダは EV を「新しい家電」と位置づけ、将来は住宅や太陽光発電などと組み合わせ、EV から電力を供給し家電をつなぐ「スマートハウス」の拡販にもつなげる。メーカー系販売店とは一線を画した売り方で EV 需要を掘り起こす。
- ・ 三菱自はヤマダを系列販売店傘下の業販店の一つとして扱う。ヤマダは太陽光発電設備を販売し、電化住宅の顧客基盤を抱える。EV は電化住宅と相性が良い。ヤマダの店舗を通じ、これまで販売店で獲得が難しかった顧客層に EV の販売を広げたい考え。

○ 外貨建て保険 監視強化へ 金融庁 (23/7/4 日経朝)

- ・ 金融庁は外貨建て一時払い保険の販売実態について監視を強化する。売れば売るほど営業担当者の人事や給与と評価が高くなる大手銀行や地方銀行があり、顧客のニーズに沿った商品提案が出来ていない金融機関を問題視しているため。
- ・ 金融庁はリスク性の金融商品を販売する主要行と地域銀行グループ、証券会社の計 38 先をリスクベースで選定し、「顧客本位の業務運営」の取り組み状況を検証した。銀行や証券会社計 148 先に実施したアンケートも踏まえて 6 月末に検証結果を公表した。
- ・ 外貨建て一時払い保険は、米欧の金利上昇を受けたニーズもあり、大手行や地銀の販売額は 2022 年度上期に 1.2 兆円と 21 年度下期に比べて約 7 割増えた。金融庁は販売増加の背景の一つとして「販売を推進する業績評価体系であることがうかがわれる」と指摘した。保険販売に占める外貨建て一時払い保険の販売割合が 9 割超と高い銀行では、外貨は円貨に比べ 2.5~4 倍の業績評価が設定されているケースがあった。
- ・ 顧客より銀行の収益を重視するような販売体制に懸念がある先については、重点的に検証する姿勢を示した。そのほか、運用目的での販売にもかかわらず他のリスク性商品とコストやリターンについて比較する説明がない点なども課題に挙げた。
- ・ 一方で、大手行と地銀の仕組み債の販売額は、22 年度上期は 20 年度下期に比べ 6 割減少した。株式の市場の低迷に加え、販売の停止や縮小が影響した。
- ・ 金融庁は「貯蓄から投資」の動きを後押しするため、リスク説明など適切な販売体制がとられているかを重視している。また「国民の資産形成に資するビジネスモデルの構築が難しいと判断する場合は、リテールビジネスから撤退し他の分野への経営資源の集約も選択肢」としている。

(注) 外貨建保険の募集管理等の高度化を含めて、6 月 30 日に「2023 年保険モニタリングレポート」が金融庁からリリースされました。本文の 43 ページ「(4) 損害保険会社と保険代理店との円滑な連携」に関する記載の中で、金融庁と代協会長の意見交換会についても触れられています。

是非下記 URL からご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230630-2/20230630.html>

以上